

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十三年九月十四日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 株式会社河内屋
所在地 岡山市青江字精進坊四二三番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社河内屋
住所 岡山市蕃山町一番四号
代表者の氏名 代表取締役 河内 正美
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(変更前)
名称 ジャスコ株式会社
住所 東京都千代田区神田錦町一丁目一番地
(変更後)
名称 イオン株式会社
住所 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一
- 4 変更年月日
(1) 住所の変更 平成十三年五月十七日
(2) 名称の変更 平成十三年八月二十一日

二 届出年月日

平成十三年九月六日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成十三年九月十四日から平成十四年一月十四日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県商工労働部商工企画課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課
及び岡山市役所